

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の  
施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令要綱

第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の  
施行に伴い、総務省関係政令について所要の規定の整備を行うこと。  
(本則関係)

第二 この政令は、平成二十八年四月一日から施行すること。

(附則関係)